


東京都仕様
メータます

平成18年12月

 東京都水道局

メータます

制定 平成 3年 7月 5日 水営装第 65号

改定 平成18年12月27日 水給給第249号

1 適用範囲

この基準は、東京都の給水装置において使用する仕切弁A及びメータを保護するメータますの仕様について規定する。

2 メータますの種類

メータますの種類は表-1のとおりとする。

表-1 メータますの種類

メータますの種類	メータの適用口径
13 mm用	13 mm
20・25 mm用	20 mm
	25 mm
30・40 mm用	30 mm
	40 mm
50 mm用	50 mm
75・100 mm用	75 mm
	100 mm

3 構造等

メータますは、次に定める構造基準等に適合し、メータの点検及び引き換え作業に支障がなく、かつ、メータの機能に影響を及ぼすおそれがないものとする。

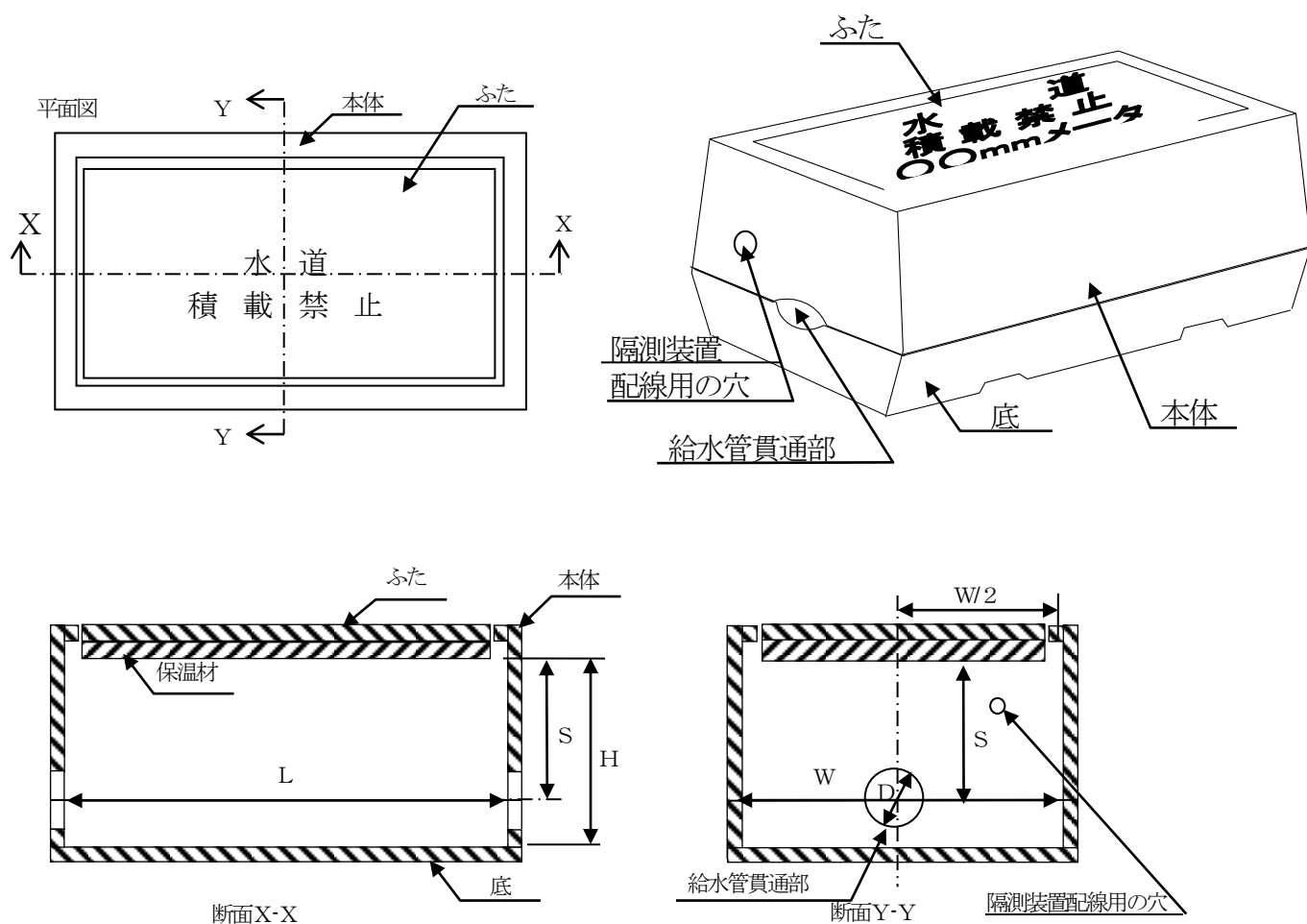
- (1) メータますは、ふた、本体及び底で構成したものとし、構造及び各部の寸法は4に定めるとおりとする。
- (2) メータますは、給水管貫通部分で上下に分割できる構造とする。
- (3) ふたの重量が過大になる場合は、長辺を等分するように分割する。
- (4) ふたの開閉機構は、特別な工具を使用しなくても開閉できる構造とする。
- (5) ふたは、金属探知機が容易に反応を示すものとし、交換可能な構造とする。
- (6) ふたには、ふたの開閉に用いる検針棒が入る程度の穴又は切欠きを設ける。
- (7) ふたの裏には、5に定める凍結防止対策を講じるものとする。(50 mm用、75・100 mm用は除く)
- (8) メータますの底には、内部に水が溜まらないように水抜き用の穴を設ける。
- (9) 50 mm用、75・100 mm用メータますには、6に定める検針用の子ふた及び隔測装置配線用の穴を設ける。
- (10) メータますは、7に定める強度を有し、耐久性に優れたものとする。
- (11) メータますのふたの表面には、滑り止め対策等を施すこととする。

4 メータますの寸法等

メータますの構造は図-1のとおりとし、各部の寸法は表-2のとおりとする。(ただし、メータ引換え、仕切弁操作等に支障のない開口部の小突起、角のR処理は除く。)

表-2 メータます各部の寸法 (単位mm)

メータますの種類	寸法				
	L	W	H	S	D
13mm用	320 ⁺⁵⁰ ₋₅	170 ⁺²⁰ ₋₁₀	180 ⁺²⁰ ₋₅	145 ⁺⁵⁰ ₋₅	50 ⁺⁵⁰ ₋₅
20・25mm用	460 ⁺⁵⁰ ₋₅	220 ⁺²⁰ ₋₁₀	190 ⁺²⁰ ₋₅	155 ⁺⁵⁰ ₋₅	60 ⁺⁵⁰ ₋₅
30・40mm用	520 ⁺⁶⁰ ₋₅	270 ⁺⁴⁰ ₋₁₀	225 ⁺³⁰ ₋₅	180 ⁺⁵⁰ ₋₅	80 ⁺⁵⁰ ₋₅
50mm用	850 ⁺⁸⁰ ₋₅	600 ⁺⁶⁰ ₋₁₀	370 ⁺⁵⁰ ₋₅	270 ⁺⁵⁰ ₋₅	90 ⁺⁵⁰ ₋₅
75・100mm用	1100 ⁺²⁰⁰ ₋₁₀	650 ⁺²⁰⁰ ₋₁₀	650 ⁺²⁰⁰ ₋₁₀	350 ⁺¹⁵⁰ ₋₁₀	140 ⁺⁵⁰ ₋₁₀



- ※1 この図は寸法説明図であって、メータますの構造を規制するものではない。
- ※2 Sは直径Dの中心と保温材の間隔。(本体と底の分割位置ではない。)
- ※3 給水管貫通部の形状は規定しないが、直径Dの寸法が確保されているものであること。

図-1 メータます構造図

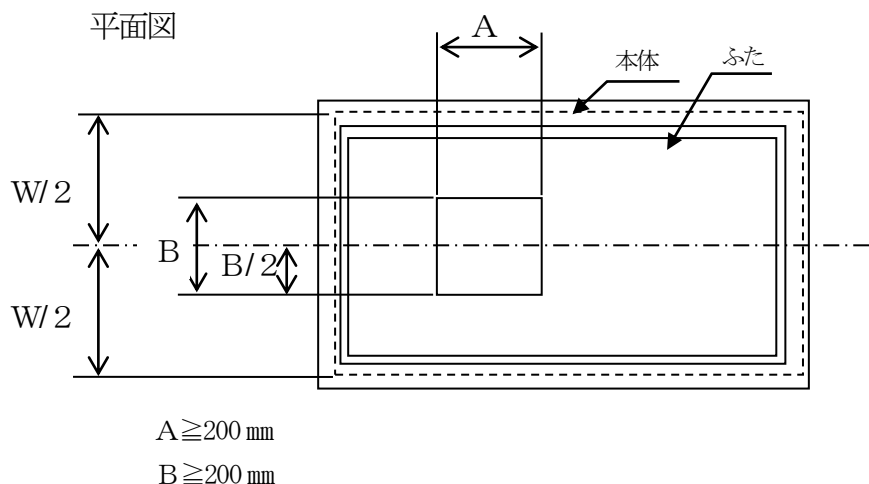
5 凍結防止対策

メータますのふたの裏には、次により保温材を装着する。

- (1) 保温材の材質は、発泡ポリエチレン、ポリエチレンとスチロールを共重合し発泡させたもの、硬質ウレタン又はこれらと同等以上の材質、保温効果を有するものとする。
- (2) 保温材の厚さは、リップ等の突起部以外は20.0 mm以上とする。
- (3) 保温材は、接着剤、はめ込み、ねじ止め等により容易にはずれないように取り付ける。
 - ① 接着剤を用いる場合は、合成ゴム系の接着剤とする。ただし、合成ゴム系の接着剤と同等以上の強度、耐久性を有しているものは可とする。
 - ② はめ込み又はねじ止め等により装着する場合は、隙間、がたつきがなく、ふたの裏に密着する構造とする。

6 検針用子ぶた及び隔測装置配線用の穴

- (1) 子ぶたの寸法及び位置は、図-2のとおりとする。なお、管軸方向の位置については、メータ検針等に支障の無いようにする。
- (2) 子ぶたの開閉機構は、特別な工具を使用しなくても開閉できる構造とし、ふた、子ぶたともにヒンジ式の場合は、子ぶたの開閉の方向はメータますのふたの開閉方向と反対とする。
- (3) 子ぶたには、ふたの開閉に用いる検針棒が入る程度の穴又は切欠きを設ける。
- (4) メータますの本体側面には、図-1のとおり、隔測装置の配線用に $\phi 30$ mmの穴を設ける。なお、穴は、栓等で塞いでおくものとする。



※ この図は寸法説明図であって、メータますの構造を規制するものではない。

図-2 子ぶたの寸法及び位置

7 強度

メータますの強度は次の基準に適合したものでなければならない。

- (1) 残留たわみ量
 - 8 (1) の試験で、残留たわみ量が2 mm以下であること。
- (2) 最大荷重
 - 8 (2) の試験で、最大荷重が17kN 以上であること。また、荷重が17kN 未満で保温材の破損及び剥離がないこと。

8 静加重試験

図-3のように、メータますをガタツキのないよう試験機定盤上に載せ、ふたの上部中心に良質の板ゴム(200 mm×125 mm×6 mm)を敷き、その上に鉄製載荷板(200 mm×125 mm×50 mm)を載せ、その長辺の中心縁直近のふたへ2個のダイヤルゲージを置いて鉛直方向に9.0 mm/minの速さで荷重を加える。

ふたを分割した場合は、前記の載荷板を分割されたふたに等分にまたがるように載せ、ダイヤルゲージは各々のふたの載荷板長辺の中心縁直近に置く。

たわみ量は、二つのダイヤルゲージ指示値の平均値とする。

(1) 残留たわみ量

12kNの荷重を加えた後、1分間静置し、荷重を取り去り、1分間経過後における残留たわみ量を測定する。

(2) 最大荷重試験

(1)の試験に続けて、17kNまで荷重を加え、メータますに異状が発生しないことと、たわみ量が15.0 mm以下とする。

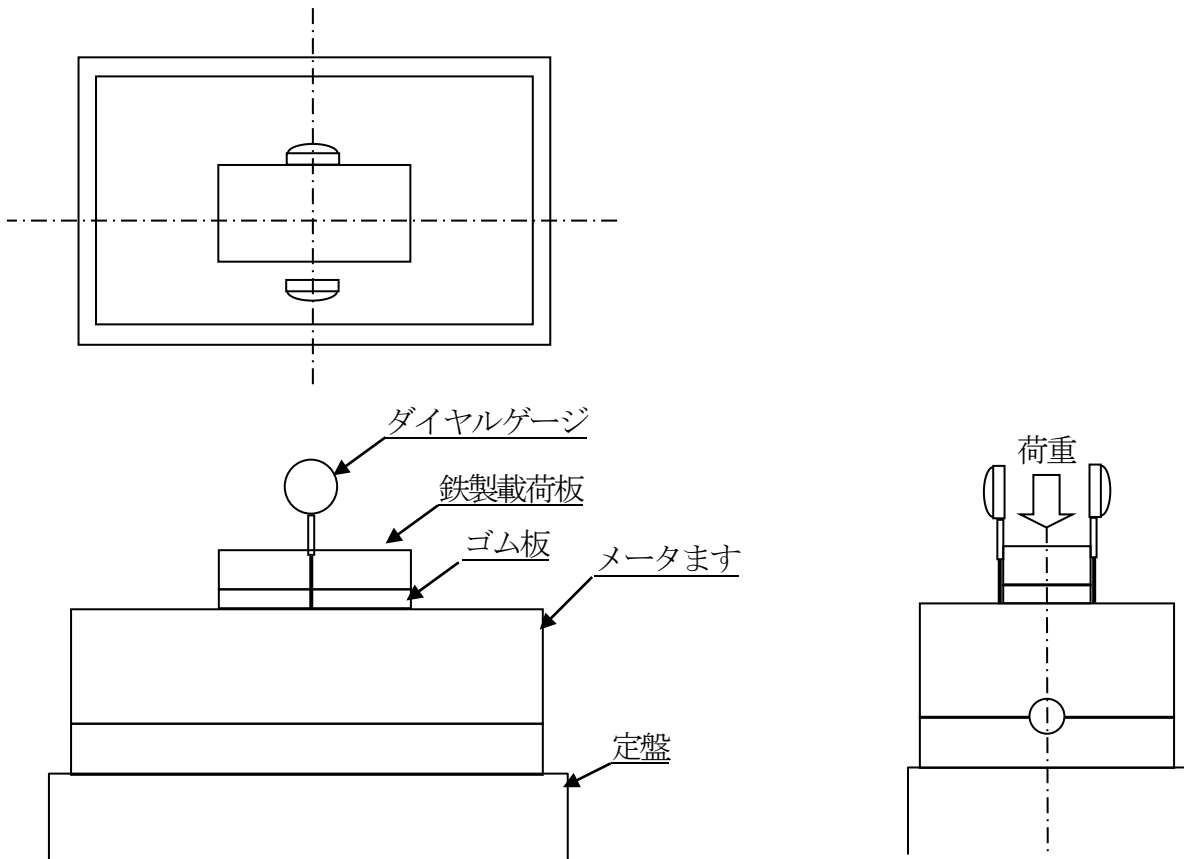


図-3 メータますの静荷重試験

9 表示

(1) メータますのふたの表面に、容易に消えない方法で記号及び文字を表示する。

- ① 水道用メータますであることが、容易に確認できる文字
- ② 「積載禁止」の文字

(2) ふたの裏面又は保温材に、容易に消えない方法で製造業者の略号を表示する。